

博物館、ギャラリー、動物園、および水族館の再開手順：付録 M 2020年6月12日金曜日より有効

最近の更新

2020/10/4:

- 現場での撮影は、記載されている制限付きで許可されています。（変更は黄色で強調表示）

ロサンゼルス郡公衆衛生局は、更新された州政策を実装するために2020年7月1日より、少なくとも2020年7月22日まで、または追加の通知が出されるまでの期間、博物館、ギャラリー、動物園、水族館のすべての屋内スペースを閉鎖するものとします。これらの施設のすべての屋外エリアは、本チェックリストに記載されている条件を満たす場合に限り、営業を継続することができます。以下の要件は、州の衛生担当官により営業の再開を許可された博物館、ギャラリー、動物園、および水族館に特化したものです。この種のビジネスは、州知事が特定の施設に課す条件に加え、博物館、ギャラリー、動物園、および水族館のための下記のチェックリストに記載されている条件にも準拠する必要があります。

本ガイダンスは、遊園地、テーマパーク、またはウォーターパークを対象としたものではありません。映画館などのファミリーエンターテインメントセンターを運営する美術館、ギャラリー、動物園、水族館では、運営が許可されるまで、これらの施設を閉鎖しておく必要があります。遊び場やクライミングエリアがある美術館、ギャラリー、動物園、水族館は、運営が許可されるまで、これらのエリアを閉鎖しておく必要があります。会議場、レンタル会議室、その他の個人イベント用の会場などを備える美術館では、特定の再開命令および指示によって大規模な集会が調整または完全な運営を再開できるようになるまで、これらのエリアを引き続き閉鎖しなければなりません。物理的距離と衛生手順が保証されていない限り、ライブ動物ショーなどのデモンストレーションは中止してください。コンサートやプライベートパーティー・イベントなどのすべての大きなイベントや集会は、キャンセルまたは延期する必要があります。

- 博物館の小売施設は、公衆衛生局の [小売施設の営業手順](#) に準拠すること。
- 博物館内のレストラン、カフェおよび売店は、公衆衛生局の [飲食施設の手順](#) に準拠すること。
- 博物館内のオフィススペースは、公衆衛生局の [オフィスを基盤とする職場の手順](#) に準拠すること。

注：本文書は、追加情報やリソースが入手され次第更新されることがあるため、定期的にロサンゼルス郡のウェブサイト <http://www.ph.lacounty.gov/media/Coronavirus/> をアクセスして、本文書が更新されていないかご確認ください。

本チェックリストの内容

- (1) 職場における従業員の健康を保護するための方針と実践
- (2) 物理的距離を確保するための対策
- (3) 感染防止対策
- (4) 従業員および市民とのコミュニケーション
- (5) 重要なサービスへの平等なアクセスを確保するための対策

施設が再開手順に取り組む際、これら5つの重要点を考慮する必要があります。

本ガイダンスの対象となるすべての事業は、以下に記載されているすべての適用可能な対策を実施し、

対策が実施されていない場合は、それが適用されていない理由を説明する必要があります。

事業名:

施設住所:

消防法に基づく最大収容人数:

一般公開されている場所の

概算総敷地面積:

A. 職場における従業員の健康を保護するための方針と実践（施設に該当するものをすべて選択）

- 在宅勤務で職務を果たせる従業員には、在宅勤務が指示されている。
- 脆弱なスタッフ（65歳以上、慢性疾患のある人）には、可能な限り在宅勤務で行うことができる作業が割り当てられている。
- 従業員を在宅勤務にする機会を増やすため、可能な限り作業工程を再編成している。顧客や他の従業員との接触を最小限にする職務を希望する従業員、ガイド、インターン、およびボランティアスタッフの職務の変更を検討する（たとえば、レジ係担当ではなく在庫管理を担当させたり、在宅勤務を通じて管理業務を行うなど）。
- 物理的距離を最大化するために、代替、時間差、またはシフト制のスケジュールを設定している。
- すべての従業員（有給スタッフ、ガイド、インターン、ボランティアを含む。以下「従業員」）は、病気の場合、またはCOVID-19感染者に曝露した場合、出勤しないように指示されている。従業員は、該当する場合、自己隔離と検疫に関する公衆衛生局のガイダンスに従わなければならないことを理解する。病気で自宅待機することによって従業員が罰せられることがないように、職場休暇方針を見直し、修正している。
 - 従業員の自宅待機を財政的に容易にする受け取り可能の雇用主または政府支援の休暇給付に関する情報。病気休暇およびCOVID-19に関わる労災補償を支援する政府の[プログラム](#)に関する追加情報をご参照ください。これには[家族第一コロナウイルス対策法](#)に基づく従業員の病気休暇の権利、および[州知事令N-62-20](#)に準拠する3月19日から7月5日までの間に発生したCOVID-19曝露への労災補償給付に対する従業員の権利、COVID-19の労働に関わる推定に関する情報が含まれます。
- 一名以上の従業員がCOVID-19に対して陽性反応が出た場合や、一致する症状が出たことを知らされた際、雇用主は) [感染者の自宅隔離](#)を促し、職場で曝露した全従業員の即時[自己検疫](#)を促す計画または手順を準備している。雇用主の計画は、追加のCOVID-19管理対策が必要となりえる職場での新たな曝露があったかを判断するため、検疫中の全従業員がCOVID-19検査へのアクセスや、検査を受ける手順を検討する必要がある。[職場でのCOVID-19への対応](#)に関する公衆衛生局のガイダンスを参照している。
- 従業員が職場に入る前に[症状の確認](#)を行っている。症状の確認には咳、息切れ、呼吸困難、発熱または悪寒、その他の症状の有無、および従業員が過去14日間にCOVID-19への感染が判明している人との接触があったかどうかを含む必要がある。これらの確認は遠隔か、従業員の出勤時に直接行うことができる。可能であれば職場での検温も行う。
- 14日間以内に職場内で3件以上の症例が確認された場合、雇用主はこの発生を公衆衛生局、(888) 397-3993 または(213) 240-7821 に報告する。職場でグループが特定された場合、公衆衛生局は、感染対策の指示と推奨事項、技術的支援、および職場固有の対策の提供を含むこのグループへの対応を開始する。公衆衛生局のケースマネージャーがこのグループの調査の担当に割り当てられ、施設の対応への指示をサポートする。
- 勤務中に他者と接触する従業員に鼻と口を覆う布製フェイスカバーを無料で提供している。就業中他

者と接触する、またはその可能性がある従業員は常時フェイスカバーを着用する。医療従事者からフェイスカバーを着用しないように指示されている従業員は、状態が許す場合に限り、州命令に準拠した下端にドレープが付いたフェイスシールドを着用する。ドレープはあごの下にフィットするものが好ましい。一方向弁付きのマスクは使用しない。個人オフィスや立った時の高さよりも高い仕切りで仕切られた作業スペースに一人で勤務する従業員は布製フェイスカバーを着用する必要はない。

- 従業員には、フェイスカバーを毎日洗濯、または交換するよう指示している。
- 他者の症状をスクリーニングしたり、頻繁に触れられる品物を取り扱う従業員には使い捨て手袋を支給している。
- レジやインフォメーションセンターなど、従業員が顧客とやり取りする必要があるエリアに透明プラスチック板（プレキシ素材）の仕切りの使用を検討する。
- チケットやインフォメーションブース内の従業員の作業場の間隔を 少なくとも6フィート離し、共有エリアは、少なくとも6フィートの物理的距離を確保するように構成している。
- 従業員に、美術館またはギャラリーのすべてのエリアで、来場者、および他の従業員から少なくとも6フィートの距離を維持するように指示している。従業員は、支払いを受け取る場合、または必要に応じて、一時的に他者に近づくことができる。
- 休憩室、トイレ、その他の共用エリアは、以下のスケジュールに従って頻繁に消毒している。
 - 休憩室 _____
 - トイレ _____
 - その他 _____
- 休憩室で、常に従業員の間で6フィートの距離を保てるよう休憩時間をずらす、または物理的距離を確保できるよう休憩室を再設定するか、休憩用の代替スペースを作成する、または休憩室を閉鎖している。
- 従業員が利用できる消毒剤および関連用品は以下の場所に常備している：

- 従業員が利用できるCOVID-19に対して効果的な手指消毒液は以下の場所に常備している：

- 従業員は手を洗うため、頻繁に休憩をとることが許可されている。
- 各従業員に本手順のコピーを配布している。
- 各従業員には、各自の用具、機器、および特定の作業場を割り当てている。従業員に、電話、タブレット、無線機、その他の作業用品またはオフィス機器を可能な限り共有しないように指示している。また、個人用防護具も共有しないよう指示している。
- アイテムを共有する必要がある場合、勤務シフトまたは使用ごとにその表面に適したクリーナーを使用して消毒している。共有アイテムには以下が含まれる： コピー機、ファックス、プリンター、電話、キーボード、端末、ATMのPINパッド、ホッチキス、ホッチキス針リムーバー、レターオープナーなどの共有オフィス機器、受付エリアの表面、共有作業場、オーディオおよびビデオ 機器（マイク、マイクスタンド、ミキサーボード、TVモニター）、トランシーバーなど。
- 従業員が勤務中に清掃作業を実施するための時間を割り当てている。清掃の割り当ては従業員の職務の一環として、勤務時間内としている。必要に応じて営業時間を変更し、作業場を定期的かつ完全に掃除できるようにする。必要に応じて、増加する清掃需要を補うために外部の清掃会社を利用する。
- このチェックリストに記載されているすべての方針は、雇用条件に関するものを除き、第三者として敷地内にいる可能性がある配達スタッフ およびその他の会社に適用されている。
- オプション - その他の対策の説明：

B. 物理的距離を確保するための対策

- ❑ 博物館またはギャラリーのスペースへの入口は、時間指定の入場券などのオプションを導入することによって来場者が少なくとも6フィートの物理的距離を確保できるように制限している。団体は同一世帯のみに限定している。十分な物理的距離のスペースを確保するために最大収容人数を削減する。
- ❑ 家族ではない個人の混在する館内ツアーは中止している。ツアーガイドはツアーグループから6フィートの距離を維持している。
- ❑ 展示品の周囲に、来場者が展示を見るために立つべき位置の印をつけることにより、すべての展示会場で社会的距離措置を実践している。可能であれば、展示場、ギャラリー、展覧エリア、従業員の作業場に入退室するルートを個別に作成して物理的距離を確保し、人々が互いにすれ違う状況を軽減するようにする。施設内で人々がすれ違うことを最小限に抑えるために、一方通行の通路をつくる。
- ❑ 個人または世帯のメンバー間の6フィートの距離を維持し続けるために、博物館内の小さな展示スペースへの入館者数を常に制限している。これらのエリアへのすべての入口で施設内に入る訪問者数を監視する。
 - 展示スペースの入口近くに布製フェイスカバーを着用したスタッフ（または複数の入り口がある場合は複数スタッフ）を配置し、最も近い来場者から少なくとも6フィート離れたところに位置し、収容人数状況を確認し、施設内が入場制限数に達した場合、来場者に6フィートの間隔を置いて列に並ぶように指示している。
- ❑ 従業員と来場者には、トイレや廊下などの人混みの多いエリアに集わないよう促している。
- ❑ 座席エリアを再配置、または座席を削除するなどして、顧客・訪問者間の物理的距離が6フィート以上になるようにする。固定された共有座席（ベンチなど）には標識を配置し、顧客や来場者に自分のグループ以外の他者から物理的距離を取ることを促す。
- ❑ ライブデモ、動物ショーなどに使用されるエリアは、世帯グループ間の物理的距離を確保できるように再構成している。デモンストレーションの事前予約を実施し、スタッフメンバーが適切な表示エリアに世帯を案内することを検討する。
- ❑ 施設は、障害者の方への義務に従いつつ、シャトルサービスを可能な限り制限している。従業員は、敷地内を移動する際に車両を共有することを避けている。従業員または顧客・来場者が同乗する必要がある場合は、フェイスカバーを着用する。
- ❑ 同一世帯または同じ住居に居住する人は、互いに6フィート離れている必要はない。
- ❑ 通路は支柱またはマーカーを設置して、人の流れが一方通行になるように設定している。
- ❑ 公共の座席エリアは、顧客または来場者間の物理的距離を確保できるように再配置している。
- ❑ 特別なイベントや個人イベントは許可されない。
- ❑ 顧客に従業員用トイレを使用させない。
- ❑ 遊び場、クライミング施設は引き続き閉鎖する。

C. 感染防止対策

- ❑ HVAC システムは正常に機能し、可能な限り最大限に、換気を良くしている。ポータブル高効率空気清浄機の設置や、建物のエアフィルターを最高の効率にアップグレードするなどの変更を検討し、外気の量を増やし、オフィスや他のスペースの換気を増やしている。
- ❑ 非接触型決済システムを設置している。設置できない場合は決済システムを定期的に消毒している。
説明：
- ❑ 共通エリアおよび顧客が持ち帰りや支払いの際に頻繁に触る物（テーブル、ドアノブ・ドアハンドル、クレジットカード読み取り機など）は、営業時間中は1時間ごとにEPA承認の消毒剤を製造元の指示に従って使用して消毒している。運営者は、窓口、展示物、地面に近いフェンスの支柱など、お子様が触れ

る可能性が高い物の表面を特定して消毒する。

- ❑ 従業員が展示物の運営を維持するために使用または占有する必要がある屋内外作業エリアの徹底的な清掃を毎日行っている。これには、人通りの多いエリアと共有作業場（オフィス、会議室、休憩室など）、および人が出入りするエリア（手すり、階段、エレベーターコントロールなど）を含む。
- ❑ 来場者は、入場券をオンラインで事前購入することが推奨されている。可能であれば、チケットはペーパーレスおよび非接触型システムの利用が可能になるQRコード付きのデジタルチケットにする。
- ❑ 博物館への来場者は、可能な限り、その氏名、電話番号、および電子メールアドレスを含む来場者記録を登録している。これはチケットの購入時または登録時に実行することができる。
- ❑ 施設全体を少なくとも毎日清掃している。トイレと頻繁に触れる場所や物体は、使用頻度に応じてより頻繁に清掃を行う。プラスチックや金属で作られた屋外の表面も洗浄している。木製の表面や歩道に消毒剤を噴霧しない。
- ❑ 公衆トイレは、EPA承認の消毒剤を使用して定期的に消毒している。

清掃スケジュール： _____

- ❑ 来場者が施設に入る際に、症状の確認を行う。症状の確認には咳、息切れ、呼吸困難、発熱または悪寒、およびその他の自覚症状が含まれる。これらの確認は、直接行うか、オンラインチェックインシステム、またはこれらの症状のある来場者は施設内に入場してはならないことを通告する看板を施設の入口に掲示するなどの方法で行う。
- ❑ 施設に到着した来場者に、施設内または施設の敷地内では（該当する場合は、飲食中を除いて）常時フェイスカバーの着用が必要であることを説明している。これはすべての成人と2歳以上のお子様に適用される。医師よりフェイスカバーを着用しないように指示をされている来場者はこの要件から免除される。従業員と他の来場者の安全をサポートするために、フェイスカバーを持参せずに到着した来場者が利用できるフェイスカバーを用意する。
- ❑ お子様を連れて訪れる来場者は、お子様が親の隣から離れないことを確認し、他者や自分の物ではない物に触れないようにして、年齢によってはフェイスカバーを着用させている。
- ❑ ギャラリー案内の印刷物は排除し、使い捨ての地図や案内書、標識、または個人の電子デバイスを介してアクセスできるオーディオガイドに置き換えている。
- ❑ 障害者の方に対する施設の義務と一致する範囲で、オーディオヘッドセットや、顧客・訪問者に貸し出されているその他の機器は、使用後に適切に消毒しない限り、使用を中止している。特にフォームのイヤーマフなどの柔らかくて多孔性の表面の消毒については、適切な消毒手順を決定するために機器メーカーに相談する。
- ❑ 一般向けに手指消毒剤、ティッシュ、ゴミ箱を施設の入り口または入り口付近、および飲食物が提供される場所付近に設置している。
- ❑ 従業員とゲスト用の衛生設備は常に稼働し、在庫のある状態であり、追加の石鹸、ペーパータオル、手指消毒剤を必要に応じて提供している。
- ❑ 顧客または来場者が集まる可能性がある実践的な対話式展示は引き続き閉鎖する。
- ❑ すべての遊び場、クライミング施設、バウンズハウスなどは、人が集まりやすく、適切な消毒が困難なため州のガイドラインに従って閉鎖されている。
- ❑ 動物園や水族館内のふれあいエリアは人が集まりやすく、適切な消毒が困難なため閉鎖されている。
- ❑ 誕生日パーティーを含む集会やイベントは禁止されている。
- ❑ レジオネラ症や水に関連するその他の病気のリスクを最小限に抑えるために、長期にわたる施設閉鎖後の、すべての水道システムおよびその機能を安全に使用できるようにするための措置を講じる。

映画製作

- ❑ 他の方法では一般に公開されていない文化的要素を共有する目的で、現場での映画製作が許可される場合がある。

- ❑ 映画撮影は、キャストやクルーを含めて10名以下に制限する。10名以上の人員を必要とする、または2名以上のフェイスカバーを着用しない人や、歌ったり、管楽器や金管楽器を演奏する人を撮影する映画制作は、「音楽、テレビ、映画制作の再開手順：付録J」に準拠し、屋外でのみ撮影ができる。
- ❑ キャストとクルーは、映画製作に参加する前に症状の確認を行う。検査は咳、息切れ、呼吸困難、発熱や寒気に関する症状確認を含み、さらに14日間以内にCOVID-19に感染している人物と接触したかどうかを確認する。これらの検査は従業員の出勤時に直接、又は遠隔操作で行う。可能な場合は職場での検温も行う。
- ❑ すべての映画製作は、可能な限り屋外で行う。10名以上のクルーとスタッフが関与する映画製作は、屋外で行わなければならない
- ❑ すべてのキャストとクルーはフェイスカバーを着用し、可能な限り少なくとも6フィートの物理的距離を確保する。フェイスカバーを着用しない場合のカメラでの出演は1名に限定する必要がある、製作には歌唱や管楽器や金管楽器の歌や演奏を含めることはできない。一度に複数の人をカメラで写す場合は、全員がフェイスカバーを着用する。
- ❑ いかなる場合も聴衆は許可されない。
- ❑ オプション - その他の対策の説明（例：シニアのみの時間を提供する。）

D. 一般市民とのコミュニケーション対策

- ❑ 本手順のコピーを、施設のすべての公共の入口に掲示している。
- ❑ 来場者の制限収容人数を示す標識を入りに掲示している。
- ❑ 入口、待合室、屋外ギャラリーや美術館のスペース全体に、物理的距離措置の実践およびフェイスカバーの着用が入場に際しての条件であることを通告する標識を掲示している。規則には、手指消毒剤の使用や、来場中のフェイスカバー着用の必要性、従業員や他のゲスト・グループからの物理的距離の維持、不必要な物の表面に触れることの接触の回避などを含めることができる。可能な限り、規則はデジタルで利用可能とし、ピクトグラム（絵文字）を含める。
- ❑ 来場者に、呼吸器症状がある場合は自宅待機するよう通告する標識を掲示している。
- ❑ 施設のオンライン発信（ウェブサイト、ソーシャルメディアなど）は、営業時間、フェイスカバー着用の必要性、収容人数制限、発券、入場、事前注文、前払い、持ち帰りまたは配達に関する方針およびその他に関する明確な情報を提供している。

E. 重要なサービスへの平等なアクセスを確保するための対策

- ❑ 顧客・クライアントにとって重要なサービスを優先している。
- ❑ 可能であれば、脆弱な方々がサービスにアクセスできるようにするための配慮がなされている（例：シニアのみの時間）。
- ❑ 遠隔で提供できる取引またはサービスはオンラインでのサービスに移行している。
- ❑ 移動が制限されている、または公共スペースにいることで病気にかかるリスクが高い顧客のための商品およびサービスへのアクセスを保証するための対策を講じている。

企業は 上記に含まれていない追加の対策について別のページに記載し、それを本文書に添付してください。

本手順に関するご質問やご意見は、以下の者までご連絡ください。

会社の担当者名:

電話番号:

最終更新日:
